

# 季節労働者の方！ 資格取得に 要した費用の一部を助成いたします

## 令和5年度季節労働者資格取得促進事業のご案内

現場での業務には、安全確保のために免許保持者や講習修了者などの有資格者でなければできない作業がたくさんあります。

また、多くの企業が専門的なスキルを持つ有資格者の採用を求めていることから、技能や資格を取得することが通年雇用化への早道と言えます。

北後志通年雇用促進支援事業協議会では、季節労働者の方へ、次のとおり技能講習や資格取得の支援を行います。



### 助成対象となる季節労働者

北後志地区（余市町・古平町・積丹町・仁木町・赤井川村）に在住の通年雇用化を希望する季節労働者で、令和5年度または令和4年度に雇用保険の「短期雇用特例被保険者」（現に雇用保険の一般被保険者となっている方は対象となりません。）のうち、北後志通年雇用促進支援事業協議会が指定教育訓練等の受講を承認した方とします。

助成を受けるには、かならず受講前に協議会へ事前の相談・申請をしてください。

### 助成対象指定教育訓練等

北後志通年雇用促進支援事業協議会では、季節労働者の通年雇用化を図るために、下記の教育訓練等を受講することができます。

詳しくは厚生労働省のホームページで検索することができます。

教育訓練講座の例	輸送・機械	大型・大型特殊・大型二種・けん引・普通二種・中型・中型二種・準中型・車両系建設機械・フォークリフト・玉掛け・小型移動式クレーン・高所作業車 等
	介護技能	介護職員初任者研修 等
	資格取得	パソコン検定・土木施工管理技士・管工事施工管理技士・建築施工管理技術検定 等

教育訓練給付制度[検索システム]

検索



に詳しく掲載されています。



## 助 成 額 ・ 内 容

- ◆対象経費：教育訓練に要する入学料及び受講料(受講に必要な教科書代、教材費を含む)
- ◆利用回数：1人1回
- ◆助 成 額：対象経費の3/10(10万円を限度)  
※予算の範囲内で支給



- ◆相談の際に必要なもの：

雇用保険特例受給資格者証(令和5年度又は令和4年度のもの)又は失業認定申告書

### 【お問い合わせ・申請先】

〒046-0004 余市町大川町10丁目6番地2

北後志通年雇用促進支援事業協議会

余市町勤労青少年ホーム内

電話・FAX 0135-23-6026

または、余市町総合政策部商工観光課

電 話 0135-21-2125

FAX 0135-21-2144

## 手 続 き

- ◆助成を受ける為には、事前の相談及び受講を希望する教育訓練(講座)の実施計画を協議会に提出し、承認を受けることが必要なことから、受講前に協議会へ必ずお問い合わせください。

- ◆実施計画承認申請(1回目の申請)の際に必要なもの

①雇用保険特例受給資格者証(令和5年度又は令和4年度のもの)  
又は失業認定申告書

②印鑑 ③運転免許証など本人確認ができる住所の記載のあるもの

④指定教育訓練の内容や受講料などがわかる教育訓練機関が発行した資料

- ◆助成金交付申請(2回目の申請)の際に必要なもの

※資格を取得した日から30日以内又は令和6年3月17日のいずれか早い日までに申請(期限厳守)

①資格取得を確認できる書類(運転免許証、資格取得修了証、終了証明書)

②資格取得経費の明細のわかる領収書

③印鑑

④助成金振込先の申請者本人名義の金融機関名および口座番号

## そ の 他 の 留 意 事 項

- ◆受講の要件確認は、指定教育実施計画を承認する時点とします。

- ◆受講する指定教育訓練について、本事業と類似の教育訓練に係る国や道の助成金と本助成金の両方を受給することはできません。

※資格取得後、90日以内に通年雇用されたかどうかを確認する為「通年雇用化状況届」を必ず提出していただきます。